



KAWASAKI CITY

条例公聴会開催のお知らせ

平成27年10月1日

川崎市環境影響評価に関する条例第23条第2項の規定に基づき、次のとおり条例公聴会を開催いたします。

開 催 日 時	平成27年10月31日（土）午前10時（9時30分開場）
開 催 場 所	会場名 高津区役所橋出張所 大会議室 所在地 川崎市高津区千年1362-1
指定開発行為の名称	橋処理センター整備事業
意見を聴こうとする事項	大気質、悪臭、地盤、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、低周波音、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照阻害、テレビ受信障害、地域交通、歴史的文化的遺産、火災・爆発・化学物質の漏洩等、温室効果ガスに関する事項について
傍聴の申込みについて 1 傍聴を希望する方は、平成27年10月15日（木）までに官製往復はがきに指定開発行為の名称、住所、氏名、電話番号及び返信先を明記の上、川崎市環境局環境評価室あて申し込んでください。（郵送の場合、10月15日消印有効です。） 2 傍聴人の数は、50人です。なお、申込みが50人を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定し、その結果を本人あて通知します。 3 傍聴人には、傍聴券を交付します。傍聴券のない方は入場できませんので、公聴会当日には必ず傍聴券を持参してください。 4 公聴会会場への車での来場は、御遠慮ください。	
問合せ先 川崎市環境局環境評価室（電話044-200-2156） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html	